

豊島区児童福祉審議会における意見のまとめ(社会的養育推進計画)

資料6

■本委員会(令和6年1月24日)

No	委員	意見	対応状況
1	武藤委員	半年以上、一時保護所で暮らしている子どもも一定数おり、これは一時保護所が一時保護の機能をきちんと果たしていない状況といえる。社会的養護のニーズが非常に高まっている中、それに沿った統計をもとに今後の推移を予測し、豊島区としても計画をしっかりと立てていくことが必要。	第3章-4(一時保護児童支援体制強化)、第3章-7(施設のあり方)において、一時保護委託先の確保策等について記載。
2	武藤委員	ケアニーズが高く、様々な課題を抱えた子どもたちについては、里親だけでの対応は難しい。このような点についても今後、部会で検討できるとよい。	第3章-7(施設のあり方)において、施設による里親への連携・支援の必要性について記載。
3	武藤委員	児童相談所や施設職員の専門性を高めるために、主体的に研修に出られるような体制づくりが必要。自分自身の能力を高めていけるとモチベーションにも繋がっていくと思うので、職員育成は非常に重要である。	第3章-8(児童相談所の体制強化)において、研修やスキルアップ方策について記載。
4	坂井委員	計画策定にあたり、豊島区が関わっている社会的養護の子ども、一時保護所中の子ども、自立後の子どもたちから、直接意見を聞いてほしい。	一時保護中、施設措置・里親委託中の子ども、社会的養護経験者を含め、社会的養護に関わる当事者へのヒアリングやアンケートを実施し、意見を踏まえた検討結果を計画に反映。
5	石田委員	児童養護施設等では二十歳を過ぎた対象者に対しても自立支援を継続して担っているが、そのような方たちに対する行政の支援という観点も大切。社会的養護出身者が年齢を経ての頼れる先がないという課題がある。困難な生き方をしている方々が、安心して自立でき、見通しを立てられるような方策を盛り込んでいただけるとよい。	第3章-6(自立支援の推進)に、区独自の支援等を含めて記載。
6	渡邊委員	社会的養護を支えている職員が精神的に健全でなければ、子どもも幸せになれないと考える。昨今の一時保護所及び児童相談所、児童養護施設等の支援者側である職員が精神的に疲弊しているという実態を踏まえ、スタッフの精神的ケアを定期的に行うことの必要性を感じており、そのような点も計画に盛り込んでほしい。	第3章-8(児童相談所の体制強化)において、職員のメンタルヘルス対策等について記載。
7	渡邊委員	子どもの意見表明について、自身が子どもから意見を聞く取組みを行った経験から、突然やって来た知らない大人に、子どもたちがどこまで本音を言えるのかという点が一番の課題と考える。実施回数の観点のみならず、どうやって子どもの意見をくみ取るのかという点で、外部の大人に話をするのが難しいようであれば、児相スタッフが子どもから意見を聞けるような環境を整えていくことも検討してほしい。	第3章-1(当事者である子どもの権利擁護)に、セルフアドボカシーの実現に向けた、児相による意見聴取等措置、意見表明等支援事業及び権利擁護環境の整備について記載。
8	大竹委員	意見表明支援員の養成と確保が大変厳しい状況にある。子どもの本音を聞き出すために、ある程度の時間、回数の訪問が必要となる場合、支援者の人数に限られることは支援の水準が満たせないこととなる。埼玉県では支援員は弁護士会や社会福祉士会、公認心理士会に所属する方々へお願いし、研修受講後に登録となるため、人数に限られる。豊島区においても、支援員の養成・研修等も含む人員確保の視点を持ってほしい。	第3章-1(当事者である子どもの権利擁護)で、現在の試行実施の検証を踏まえ、本格実施に向けた課題と方向性を整理。
9	三輪委員	代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組みの点で、乳児院に措置される子どもの場合、特別養子縁組の可能性が検討を行い、乳幼児の場合は里親への委託を進めてほしい。これは、乳幼児の小さいうちから里親に預けることで、家庭を知らない子どもを無くしていくということと、里親も乳幼児のお子さんの方が養育しやすいと思われるためである。	第3章-3(パーマネンシー保障の理念を踏まえたケースワークのあり方)及び第3章-5(里親委託推進に向けた取組)の記載に反映。
10	三輪委員	自立支援の推進に向けた取組みが必要。東京都では里親の措置解除から10年間はその子と連絡をとり、支援することを始めている。色々な里親の方にこの話を聞くと、10年後から先についての課題が出てきている。10年と言わず、その子が自立するための方法というものを継続して考えていけると良い。	第3章-5(里親委託の推進に向けた取組)、第3章-6(自立支援の推進)の記載に反映。

■第2回臨時部会(令和6年5月23日)

No	委員	意見	対応状況
1	川瀬委員	一時保護されている子どもの保護の必要性について(また、本当は保護されるべきなのに捉えきれていない子どもがいないのか等)、どのように考えていくか伺いたい(補足率の観点)。	代替養育を必要とする児童数の推計において、潜在的需要に含められるか検討。
2	三輪委員	措置変更率や、子どもが家庭復帰等で社会的養護を離れて、再び一時保護等に戻ってくる再措置率も捉えた方がいいと思う。その場合、子どもの傷が深くなっていると予測されるため、通常の里親委託では難しい場合もある点も考慮する必要がある。	代替養育を必要とする児童数の推計において、潜在的需要に含められるか検討。
3	上川委員	江戸川区は児相開設後4年間での里親登録数の増加は約1.5倍程度となっている。このことから、(国の里親委託目標に合わせるために必要な里親増加率)2.59倍は大変な数で、本当に達成できるのかと思う。	施設やフォスタリング機関も含めた地域の役割等も加味し、都の検討状況も踏まえた上で、現実的な目標を検討。
4	川瀬委員	里親委託率は現行の数字をもとに出していると思うが、これまで里親を選択しなかった人にも、これからは積極的に呼びかけていくということだと思うので、登録数が増えた時に現状の委託率がそのまま推移すると見ていいのか。	第3章-5(里親委託推進に向けた取組)の中で、委託率を向上のための取組についての記載に反映。
5	松田委員	児童養護施設に入っている子どもが里親に措置変更され、1年以内に帰ってきてしまうような場合が少なからずある。そういう数がこの先どの程度見込まれるのかという点は、考えないといけないと思う。	児童相談所開設後、里親不調による委託解除ケースは2件。うち、里親委託前に在籍していた施設に帰ったケースは1件だが、いずれも1年以上経過しているケース。
6	佐藤委員	代替養育を必要とする子どもの数の推計を考えるにあたり、パーマネンシー保障をどのように考えるかを踏まえる必要がある。特に措置が解除になった後に再措置にならないようにするため、家庭支援のメニューを充実していくことなどが必要。	第3章-2(妊産婦・家庭養育支援)において、家庭支援事業拡充に向けた取組の記載に反映。
7	三輪委員	里親委託率には、一時保護やショートステイを受けている里親は含まれていないと思う。一時保護等も踏まえて考えないと本当に未委託の家庭は何%なのかという実態がわからないと思う。例えば、現在の里親の中で活動できる家庭の数を出していかないと、あとどのくらい里親を増やせばいいのかといった把握も難しくなってしまうと思う。そういったことも数字に入れ込みながら考える方がより現実的な計画になっていくと思う。	第3章-5(里親委託推進に向けた取組)において整理し、記載に反映。
8	川瀬委員	里親委託率を上げることを考えた時に、里親登録の世帯数を増やすことと、その先にある未委託里親の率を減らすこと、不調による解除を減らすこと、それぞれアプローチが違うと思う。何が因子になっているのか整理し、どうアプローチをするのか計画の中に盛り込んでいく必要がある。	第3章-5(里親委託推進に向けた取組)において整理し、記載に反映。
9	柏女オブザーバー	里親を増やすこと、里親の委託率を上げていくためには、これまでと違うアプローチが必要。大きく2つあり、1つは里親支援センターの活性化、もう1つは今回の社会的養育推進計画の目玉であるパーマネンシー保障の視点。施設措置や里親委託しないで済むようにするということが、この場合も里親に委託することを視野に入れて里親を増やすということを考えると、親族里親を増やしていくことが考えられる。	第3章-3(パーマネンシー保障の理念を踏まえたケースワークのあり方)及び第3章-5(里親委託推進に向けた取組)において方向性や取組を記載。
10	柏女オブザーバー	一時保護所が開設当初から定員超過傾向にあり、一時保護委託が行われているということで、社会的養育推進計画の中で一時保護の定員増を考えるということを検討してもいいかと思う。	第3章-4(一時保護児童への支援体制強化)、第3章-7(施設のあり方)において、里親等への一時保護委託先の確保などについて検討し、記載に反映。
11	柏女オブザーバー	施設を誘致するかどうかは今回の諮問事項の一つ。誘致できればショートステイをお願いするということでもいいが、ショートステイは家族維持に重要なツールだと思うので、区として施設を作っていくということも考えられるのではないかと。千葉県浦安市も人口は20万人近いが児童養護施設等がなく、ショートステイは市外施設に委託している状況だった。しかし、市で施設を作り、運営を法人に委託し、利用件数が増えている。ショートステイを豊島区としてどのように考えていくのかということは、社会的養育推進計画のテーマの中でも大事な一つであるかと思う。	協力家庭の拡大や受け入れ施設の確保について検討し、第3章-7(施設のあり方)の記載に反映。

■第3回臨時部会(令和6年6月13日)

No	委員	意見	対応状況
1	川瀬委員	パーマネンシー保障という言葉が出てくると思うが、里親の数値だけを議論しているように感じる。この言葉をどういう位置付けにおいて議論していくのか確認しながら進めていく必要があると思う。	社会的養育ビジョンにおける定義(永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障)に基づき、里親委託のみならず、家庭維持のための方策から、代替養育における家庭的ケアの提供や家庭復帰のためのケースワークなども包含した計画とする。
2	佐藤委員	改正児童福祉法施行により始まった家庭支援事業3事業である子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業を計画的に整備していくことも、社会的養育推進計画における市町村の体制整備で挙げられており、検討いただけたらと思う。また、ショートステイが一時保護の代替にならないようにすることは非常に重要なこと。ショートステイを拡充する際は、その目的をしっかりと確認していただくことをお願いしたい。	第3章-2(妊産婦・家庭養育支援の充実)において検討し、今後の取組についての記載に反映。
3	長谷川委員	家庭支援事業によってどれだけ保護や措置になることを防げたかという視点の他に、保護や措置された子どものうち、どれだけの子どもが事前にこうした支援に繋がっていたかという視点での把握も重要。	児童相談所・子ども家庭支援センター・保健所による3機関連携において確認・検証方法を検討。
4	柏女オブザーバー	豊島区内には障害児入所施設がないため、現在は都内の施設を使っていると思うが、必要とする人数を把握し、ニーズに対してどう答えていくのかということを計画の中に盛り込んでいくことは大事かと思う。	第3章-2(妊産婦・家庭支援の充実)の記載に反映(通所・入所支援を含む障害児支援)。
5	柏女オブザーバー	浦安市では、市外のショートステイ施設を借りるより、自前の施設を整備したことで利用者数が増えた。市内にあることで、子ども家庭支援センターがケースカンファレンスでもしっかり連携できる。そういった意味でも自前のショートステイ施設があった方が良いと思う。	ショートステイの拡大や受け入れ施設の確保について検討し、第3章-7(施設のあり方)の記載に反映。
6	松田委員	乳児院は今の時点では入所よりは一時保護が圧倒的に多い。今後、児童養護施設も入所より、一時保護の依頼の方が多くなるだろうと感じている。そのため、児童養護施設を作るのか、一時保護施設を作るのか、ショートステイ施設を作るのか、先々のことを考えて進めるのが良い。施設ありきではなくて、今の社会情勢と今後の成り行きを見通さないといけないと思う。	区内の資源の現状、今後の社会的養育推進のために必要な資源について検討し、第3章-7(施設のあり方)の記載に反映。
7	佐藤委員	家庭支援事業のうち、特に児童育成支援拠点事業に関しては、要支援の状態にある子どもの居場所を確保していくためのものであり、一時保護やショートステイだけでなく、区内で家庭支援に関わる機能としてどのようなことが必要か検討が必要だと思う。	第3章-2(妊産婦・家庭養育支援)、第3章-7(施設のあり方)において必要性や方向性を検討し、記載に反映。
8	馬淵委員	児童相談所は17歳までは対応するが、18歳になると(施設等に入っていれば別だが、そうでない場合は)支援の対象外となる。切れ目ない支援という意味で18歳、19歳の年齢層への対応の観点もこの計画の中に必要と思う。	第3章-6(自立支援の推進)において、ケアリーバー及び支援に繋がって来なかった若者への支援の必要性と取組について記載。
9	三輪委員	18歳で措置が解除となった場合、児童相談所と子どもとの関係性は終了すると理解している。自治体によっては、心配な子どもの場合には、30歳、40歳くらいになっても、児童相談所が対応する自治体もある。個人的にはできればそういった繋がりを持ってほしいと思うし、そうでないと子どもも児童相談所に本当の意味で信頼感を持ってないと思う。	第3章-6(自立支援の推進)において、ケアリーバーへの相談支援(対象年齢を設けず実施)の記載に反映。
10	馬淵委員	一時保護委託は、その後、子どもがその施設に入る場合は委託されてもいいと思うが、一時保護所が一杯だから里親に委託するといった場合は、少し違うと思う。子どもからしても、里親とすごくいい関係になったのに、短期間で引き離されてしまうというのも、良いことなのか疑問。施設がないから家庭養護にという話ではないと思う。区が自前で一時保護施設を確保することが優先であると感じる。	第3章-4(一時保護児童への支援体制強化)、第3章-7(施設のあり方)において、一時保護委託先の確保などについて検討し、記載に反映。
11	坂井部会長	都では里親への一時保護委託を推進した時期があったが、里親から「私達はこういうこと(一時保護受託)のために里親になったのではありません」と言われたことがある。里親を一時保護委託に活用しようとするのであれば、説明等をしっかりする必要がある。	第3章-4(一時保護児童への支援体制強化)において、里親への一時保護の課題や方向性を整理し、記載に反映。
12	松田委員	施設と里親の違いとして、里親に提供される子どもの情報が本当に少ない。里親を重要視するのであれば、情報提供もきちんとしていく必要がある。	里親への情報提供のあり方を検討し、第3章-5(里親委託推進に向けた取り組み)の記載に反映。

■第3回臨時部会(令和6年6月13日)

No	委員	意見	対応状況
13	長谷川委員	学校に通えないから一時保護されたくないという子どももいることを思うと、なるべく子どもの環境の変化を抑えられる形で一時保護の環境も整えられるといいと思った。国の方針でも特に乳幼児については、家庭養育が発達の観点からも重要視されている。一時保護委託についても、特に乳幼児の場合は、なるべく家庭的な環境での保護というのが望ましいと思う。	乳幼児の里親委託推進、新生児の特別養子縁組推進等について第3章-3(パーマネンシー保障に向けた取組)、第3章-5(里親委託推進に向けた取組)の記載に反映。
14	長谷川委員	親子再統合支援はとても大切だと思うが、子どもが必ずしも実親・実家庭との交流や親子関係の再構築を望んでいない場合もあると思う。親子関係の再構築ありきではなく、子ども本人がどう思っているかの気持ちを大切にしていって取り組みが進むと良いと思う。	親子再統合支援のあり方について検討し、第3章-3(パーマネンシー保障に向けた取組)の記載に反映。
15	佐藤委員	家庭復帰を専門的に担当するチームについては、チームを作るだけでなく、チームの児童福祉司が担当するケース数にも配慮しないと、効果的なケースマネジメントは難しい。人員が少なければ、子どもと一緒に考えたり、保護者に会うチャンスを作りにくくなってしまう。先行してモデル実施している自治体の状況等を確認して欲しい。	家庭復帰支援体制のあり方について検討し、第3章-3(パーマネンシー保障に向けた取組)の記載に反映。
16	川瀬委員	一時保護所で子どもの声を聞く活動をしているが、再保護になる子どもと出会うことがある。その子どもと一度目の保護の時のやり取りを振り返ると、家庭に戻る不安があったり、児童相談所の職員が親の味方をするといった捉え方をしていたケースがある。家庭復帰が先行してしまっていると感じられるケースがいくつかあった。子どもが、児童相談所の人とは自分の心情を分かってくれており、何かあったらまた応援してくれるといった信頼感を持って家庭に戻っていくということが重要。	家庭復帰支援体制のあり方について検討し、第3章-3(パーマネンシー保障に向けた取組)の記載に反映。
17	長谷川委員	パーマネンシー保障について考えるにあたり、家庭復帰や特別養子縁組、親族里親などが望めない場合の代替養育にある子どもに対してもパーマネンシー保障をしていくことが大事と思う。児童養護施設などの場合も、施設や職員との継続的なつながりや、週末里親のように継続的、長期的な関係性を築くことができる制度もあるので、血縁に限らず子どもの人生に寄り添ってくれるような繋がりや、子どもにとって大事な繋がりを保障していく視点があるといいと感じた。	自立後の生活支援ということで、第3章-6(自立支援)の記載に反映。
18	柏女オブザーバー	家庭復帰の可能性でのケース分類(A～Dに分類)について。家庭に戻る可能性がないC～Dケースは特別養子縁組が必要なケースとなると思う。全80ケースをケース分類すると、豊島区ならではの現実的な数値が作れると思う。東京都の現在の里親委託目標が37.5%だと思うが、あの数字は今のようケース分類を行い、導き出したもの。今後どのぐらいの割合となるのが考えられるのか検証し、部会で最終的な委託率目標の審議をするのが良い。それにより施設誘致の検討にも資することとなる。	施設から里親委託を行うことのできるケースを確認したところ、現状では家庭復帰の見込みのないケースがほとんどであったため、国が目指す委託率目標を設定するのは困難であったため、代替養育が必要な児童数の状況に合わせて、年間1～2名程度を里親委託を進める形で委託率を設定した。
19	三輪委員	親族里親としての委託でなくても、例えば近所の知り合いの人、子どもをよく知っている方、あるいは近い方等、親族ではなくても里親登録をしていただくことを進めていくのが可能であれば、ぜひお願いしたい。	里親PRやリクルートのあり方について、第3章-5(里親委託推進に向けた取組)の記載に反映。
20	馬淵委員	里親にとって里親制度がもっと魅力的となるような運用をしていく必要があると思う。里親に提供される子どもの情報が少ないことや、何かあったら子どもを引き上げられ、言い分も聞いてもらえない、という話も聞く。里親と児童相談所がフラットな関係であることをPRしていくことがまず必要かと思う。	里親PRやリクルートのあり方について、第3章-5(里親委託推進に向けた取組)の記載に反映。
21	佐藤委員	里親制度が果たす役割を、里親希望者に対して丁寧に説明し、趣旨を理解した上で子どもの委託を待ってもらうことが必要。また、里親委託を拒む保護者が一定程度存在していることも、里親委託が進まない要因の一つである。家庭復帰の見込みのあるケースは保護者と里親が交流できる形で、できるだけ一緒に養育している感じを保護者が持てるよう支援する観点が必要だと思う。	里親の育成・支援、制度の理解促進について、第3章-5(里親委託推進に向けた取組)の記載に反映。
22	坂井部会長	ひとり親家庭以外に親族が引き取る場合も児童扶養手当が出るので、親族として受給している世帯がどのぐらいあるのか件数が出せると思う。児童扶養手当と里親手当を比較しながら、親族に対する親族里親の働きかけを行っている自治体もある。。	親族里親へのPRやリクルートについては、第3章-5(里親委託推進に向けた取組)の記載に反映。
23	柏女オブザーバー	リクルーティングがどのぐらい行われているのかが気になった。自治体によってはファミサボや、一時預かりの事業所がリクルーティングの場となりやすい。ターゲットを絞って進めていくことが大事かと思う。	里親PRやリクルートのあり方について、第3章-5(里親委託推進に向けた取組)の記載に反映。

■第4回臨時部会(令和6年7月25日)

No	委員	意見	対応状況
1	長谷川委員	児童育成支援拠点事業について、子ども側への支援、子ども自身への支援というところもさらに充実いただけると良い。	第3章-2(妊産婦・家庭養育支援の充実)、第3章-7(施設のあり方)の記載に反映。
2	佐藤委員	児童育成支援拠点事業について、単独の事業で実施するのは大変。ニーズは重複しており、児童育成支援拠点事業を利用している方はショートステイの利用の家庭でもあったり、レスパイトを必要とする家庭であったりする。そのため、1つ施設で複数の機能を持つことが可能であれば、多機能な施設を誘致できれば良いと思う。。	求められる施設機能について、第3章-7(施設のあり方)の記載に反映。
3	柏女オブザーバー	児童養護施設の誘致はショートステイの機能を評価するという点からも大事かと思う。重要なのは本体機能を強化させること。本体機能として何を持つかということ、小規模のグループホームをどのようにサポートする体制を作っていくのかという検討がとても大事なかなと思う。	求められる施設機能について、第3章-7(施設のあり方)の記載に反映。
4	川瀬委員	ケアを離れる時に、経済的支援と合わせて、相談支援の体制を組み、繋がりを本人が望めば何かあったときに繋がりがやすい体制を築いていくことはとても重要。ただ、支援をきっかけに最近の状況把握ができることの方が実は重要。状況をきちんと捉えながらみんなでサポートするということが重要。	社会的養護経験者等の状況把握について、第3章-6(自立支援の推進)の記載に反映。
5	佐藤委員	アフターケアに関しては、家庭復帰後、支援になかなか繋がらず、困難を抱える子どもたちも含めていただけたとありがたい。家庭復帰や措置が解除になった後、どういう支援がなされるのかということ、フォローしていくことが大事だと思う。もう少しケアが必要な子どもたちの範囲を広げて考えていただけたらありがたい。	第3章-6(自立支援の推進)において、ケアリーバー及び支援に繋がって来なかった若者への支援の必要性と取組について記載。
6	佐藤委員	家庭復帰をして自立するまでしばらく家庭で過ごす子どもたちに関しては、こども家庭センターと強力に連携することも、考え方として書き込んでほしい。相談支援に繋がることができるという情報提供だけでは難しいと思うので、子どもたちを具体的な支援策につないでいただくようなサポートも含め計画に記載していただけたらと希望する。	家庭復帰後の家庭支援事業の活用について、第3章-3(妊産婦・家庭支援の充実)の記載に反映。また、子ども家庭支援センター等関係機関との連携について第3章-6(自立支援の推進)の記載に反映。
7	三輪委員	自立支援拠点を確保できると思うが、里親家庭や児童養護施設にいた子どもが、「18歳になったから今後は自立支援です」と言われても、施設から離れたところに住み、いきなり誰も知らないような自立支援拠点になんて行けない、嫌だといった方もいると思う。そういったところにも目配りしていただき、児童養護施設の方に出張するなどできると思う。在宅の子どもが施設に来るといった場合には、児童育成支援拠点事業や子ども家庭支援センターからも子どもが小さいうちから案内を出していただき、繋がりを作るような活動をしていただけたらと思う。	自立前からの相談支援や当事者交流について、第3章-6(自立支援の推進)の記載に反映。
8	柏女オブザーバー	自立支援を考える時に、区の子ども若者総合相談と連携していくことを、社会的養育推進計画の中に盛り込むことができないかと思う。子どもから若者までを対象にしているのが豊島区の特徴でもある。	アシスとしまの活用について、第3章-6(自立支援の推進)の記載に反映。
9	長谷川委員	自立支援コーディネーターが自立する前から伴走するというのはとても大切だと思う。こういった資源や支援は、自立支援やアフターケア、社会的養護、ケアリーバーといった概念やキーワードを知らないと、そもそもその情報にたどり着けないということが大きな課題であると思う。積極的な情報提供が必要。具体的な内容や、相談した後のことまでイメージできる形で情報提供がされると良い。	事業周知方法について検討し、第3章-6(自立支援の推進)の記載に反映。

■第5回臨時部会(令和6年9月4日)

No	委員	意見	対応状況
1	柏女オブザーバー	諮問が2点のため、社会的養育推進計画と施設のあり方についての答申は別々に行うことが望ましい。	諮問事項が1つ(計画策定について)、諮問理由が2つ(区の特性を踏まえた計画策定、施設誘致のあるべき姿)となっているため、答申方法を協議させていただく。
2	柏女オブザーバー	並行して策定が進んでいる基本構想・基本計画では、「東部子ども家庭支援センターの移転」などが挙げられている。社会的養育推進計画での記載との整合が必要。	東部・西部子ども家庭支援センターの移転計画について、第3章-2(妊産婦・家庭養育支援の充実)の記載に反映。
3	馬淵委員	基本方針の1つ目に「児童相談所設置市」とあるが、区の場合もそれでよいのか。	公的には児童相談所設置市という用語を使用しているが、区民に分かりにくい表現だと思われるため、表現を変更。
4	馬淵委員	取組の構成は、5が里親支援なのであれば、6を前に持ってきて、子ども支援に関する項目をまとめてもよいのではないか。	国の策定要領の順に沿いながら、根本となる子どもの権利を冒頭に置き、項目2以降は、社会的養育に係る支援の順に構成。
5	佐藤委員	区の計画構成で、国の策定要領の項目を統合などしている所があれば教えてほしい。	第6回部会にて報告。
6	川瀬委員	改正児童福祉法での子どもの権利擁護に係る3種類の事業の大きな目標は「セルフアドボカシーの実現」。その理念を記載することが望ましい。	セルフアドボカシーについて、第3章-1(当事者である子どもの権利擁護)の記載に反映。
7	川瀬委員	意見表明等支援事業の取組に対する評価と検証についても記載することが望ましい。子どもからの評価、退所時のアンケートなどを実施している児童相談所もある。	事業評価と検証・改善のサイクル実施について、第3章-1(当事者である子どもの権利擁護)の記載に反映。
8	上川委員	子どもの権利相談室の実施状況を知りたい。	第6回部会にて資料を提出。
9	長谷川委員	・アドボカシーは家庭復帰後も大切。 ・里親家庭への導入の理解が得られないことがないようにしてほしい。 ・利用したい子どもが利用方法が分からないことがないように周知してほしい。	第3章-1(当事者である子どもの権利擁護)の記載に反映。
10	馬淵委員	意見聴取等措置と意見表明等支援事業がどう対応しているのが記載が必要。	両事業の関連について、第3章-1(当事者である子どもの権利擁護)に記載。
11	川瀬委員	区内NPOに聞くと、利用者は区外在住の人の場合も多い。住所地とのギャップをどうとらえるか。	第3章-2(妊産婦・家庭養育支援の充実)の記載に反映(事業自体は広域的連携が必要だが、区に住み、区の支援を受けたい人を漏らさず支援)。
12	坂井部会長	ヤングケアラー支援について、18歳以上の支援の「方向性を決定していきます」とあるが、計画としてはどのような方向性を目指すか記載すべき。	第3章-2(妊産婦・家庭養育支援の充実)の記載に反映。
13	馬淵委員	一時保護所の定員超過への対応についての記載が必要。	第3章-4(一時保護児童への支援体制強化)、第3章-7(施設のあり方)の記載に反映(一時保護委託可能な里親の拡大、委託施設の確保)。
14	佐藤委員	一時保護は、行動観察やアセスメントが重要であり、ケアと一体のものであることを記載するべき。	ご指摘を踏まえ、第3章-4の記載に反映。
15	坂井部会長	里親への一時保護委託は、行動観察ができず、アセスメントが進まないと児相側は考えるが、里親はしっかり観察して、子どもとも話しているのに、児相が聞いてこない、との思いもあると聞く。重要なポイント。里親との連携についても記載が必要。	ご指摘を踏まえ、第3章-5の記載に反映。
16	坂井部会長	P1 1-1-(1)【課題】○「～説明や、～意見聴取は～伝えることが重要～」→説明は「伝える」ですが、意見聴取は「聴く」ものですね。	第3章-2において、「意見聴取は～的確に行う」の記載に修正。
17	坂井部会長	同上「どのように援助方針に反映させていくか、また、～援助方針をどのように伝えていくか、実施方法の標準化が必要」→「また」の前後は実務的にはずいぶん違うことなので、両方まとめて「標準化」というのは無理があるように思います。よくに後者は、子どもに伝える方法の話なので、標準化はできないもののはず。	ご指摘を踏まえ第3章-2の記載を修正。
18	坂井部会長	P1 1-1-(2)【課題】○「意見表明等」の順番は、時間的には、意思形成支援→意見表明支援(→意見実現支援)なので、並べて書くときはこの順番のほうがわかりやすいでしょう。P2の1-2-(2)○にもあります。	ご指摘を踏まえ記載を修正。
19	坂井部会長	P4 2-1-(1)-⑤【課題】「経常的な課題」→「経常的」とは言わないように思います。長年の、あるいは、喫緊の、など。	ご指摘を踏まえ記載を修正。
20	坂井部会長	P10 8-1【課題】「都・区児童相談所間では、今後の人材確保と育成が大きな課題」→都と区児相の間という意味になってしまうので、都と特別区の児童相談所に共通する課題、など。	人材確保・育成について、第3章-8の記載を修正。